

# R7阿土 中島港（中島地区） 阿南・那賀川 水草除去業務

## 特記仕様書

### 第1条 業務目的

この業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、また、農林水産省、環境省及び農業・食品産業技術総合研究機構が公開している「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル（令和7年3月改訂）」を参考し、出島川排水機場前において繁茂している、特定外来種の水草であるナガエツルノゲイトウを適切に処理することを目的とする。

### 第2条 業務内容

- 1 水草（ナガエツルノゲイトウ）は水域からの除去後、水域の背後地に仮置きし、乾燥させること。
- 2 背後地には草木、小木が繁茂しているため伐根含め伐開し、伐開後は碎石を敷くなどして作業ヤード兼仮置き場として整備すること。伐開作業に伴って生じた産業廃棄物は適切に処理すること。
- 3 下流への拡散防止のため、水域の施工範囲は汚濁防止膜で囲むこと。なお汚濁防止膜は徳島県柳島水防倉庫（阿南市柳島町中川原）内のものを使用し、使用後は洗浄、乾燥させて水防倉庫に返却しておくこと。  
また、作業に用いた重機や汚濁防止膜に水草の付着が無いことをよく確認し、付着がある場合は除去し、仮置場で乾燥させること。
- 4 仮置き乾燥中は、目の細かい防鳥ネット等で水草を覆うなどして飛散防止対策を施したうえ、ブルーシート上で乾燥させること。
- 5 伐開、除去作業にあたり生じた水草等以外のペットボトルや缶といった一般廃棄物は、大型土嚢袋に梱包のうえ、徳島県が管理する出島川排水機場内に仮置きすること。
- 6 乾燥後の水草は2tダンプに積載し、走行時はトラックシートで覆い、所定の処分施設にて廃棄処分すること。
- 7 契約者は、処理施設への搬入後、処理施設が発行する「一般廃棄物引受書」を集計し、作業完了時には様式2「一般廃棄物処理調書」と併せて南部総合県民局長に提出すること。

### 第3条 一般廃棄物の搬出等

- 1 受注者は、水草の処分に先立ち、様式1「一般廃棄物処理計画書」を提出、協議し監督員の承諾を得ること。また、処分完了後に様式2「一般廃棄物処理調書」を作成し提出しなければならない。
- 2 水草類の運搬については、元請が行う場合は業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法

律第7条第1項 一般廃棄物の収集運搬業の許可) が不要であるが、下請(再委託)する場合は下請業者に業許可が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

3 水草類の搬出先については、次の場所への搬出(処理)を見込んでいる。なお、受注者は事前に受入れ場所と受入れ条件等の協議を行い、的確な処理が可能であることを確認し搬出すること。除草の詳細な作業行程を作成し、事前に監督員に提出をして、搬出に係る日時の協議を行い、他の県工事との調整により搬出を行うものとする。

種類：水草類

受入場所：阿南市橘町小勝1番地5 エコパーク阿南

受入条件：県発注業務の草刈の搬入は2t車で4台／日まで

搬入の台数を超える場合は数日の搬入を停止することがある

受入時間：午前8:30～12:00 午後1:00～4:00(事前確認が必要)

年末年始、祝日は除く

#### 第4条 施工管理等

受注者は、工事写真を同一箇所より施工前、施工状況、施工後を対比できるように撮影しなければならない。撮影箇所は2箇所以上とする。また、仮置状況についても撮影するものとする。

#### 第5条 現場責任者

- 1 受注者は、現場責任者を定め、契約後10日以内(10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を「現場責任者届」に記載し、発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 受注者は、現場責任者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの(健康保証の写し等)を監督員に提出しなければならない。
- 3 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専念するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行できるよう努めなければならない。

#### 第6条 業務の完了報告

受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に様式2「一般廃棄物処理調書」、計量票などの関係書類を添えて、監督員に提出しなければならない。

#### 第7条 休日・夜間等作業

- 1 受注者は、官公庁の休日、又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出すること。

2 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、「事故発生時連絡者届出書」を作業を行う前日までに監督員に提出すること。

#### 第8条 事故報告書

受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル（受注者用）」に基づき直ちに監督員に通報するとともに、事故報告様式を監督員に提出しなければならない。

#### 第9条 資材価格高騰に対する特例措置

- 1 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象である。
- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。